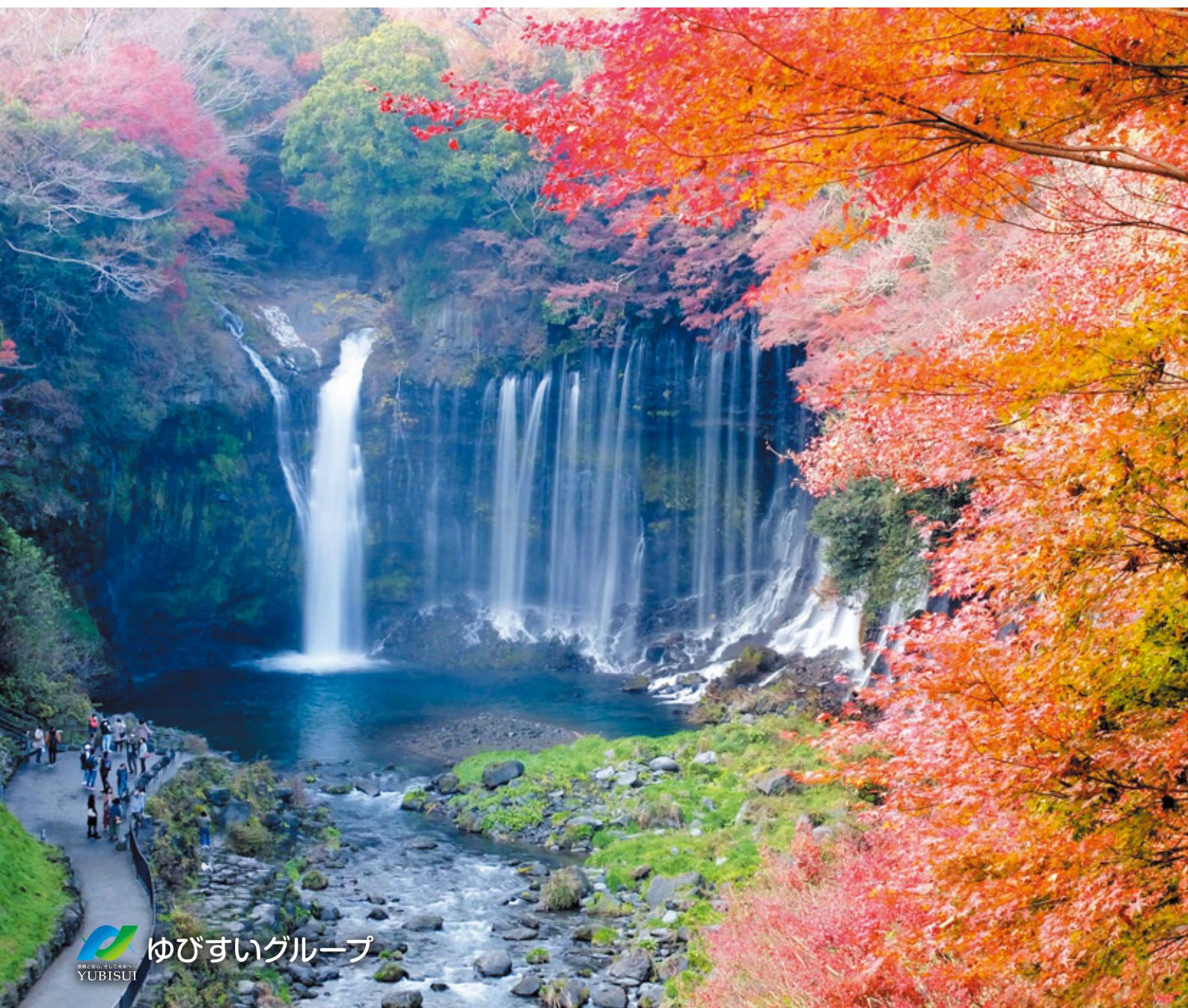


YUBISUI NEWS

No. 97
2020

特集 社長が行く!ゆびすいのコロナ対策



CONTENTS

社労士からのアドバイス

- 「有給休暇の5日取得義務について」 池淵正義 **02**

コンサルタントの現場から

- 「経常運転資金の適正な調達方法」 神前和明 **05**

社長が行く！ゆびすいのコロナ対策

- **07**

相続事例

- 「配偶者居住権って何ですか？」 高田祐一郎 **09**

医療業界を読む

- 「窓口未収金の発生防止策」 山下裕太 **10**

司法書士の目のつけどころ

- 「ここだけ！債権法改正の重要ポイント」 神田雄樹 **11**

アフターコロナの働き方改革

- 小宮顕治 **14**

ゆびすいグループ YouTube チャンネル始めました！

- **15**

社労士からの
アドバイス

有給休暇の 5日取得義務について



ゆびすいグループ
社会保険労務士
池淵 正義

法改正の背景

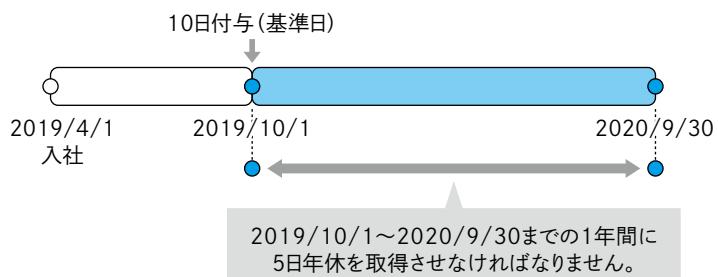
わが国では、年次有給休暇の取得率が欧米と比較しても低く直近の統計では約5割を超えたが、近年までは5割を超えていない現状でした。過重労働の防止、ワークライフバランスの観点から、国等が年次有給休暇の取得促進に取り組んできましたが年次有給休暇の取得率が向上しない実態がありました。

年次有給休暇は、要件を満たせば労働者に当然に発生する権利ですので、労働者の方から好きな時季を指定して使用者に申し出るのが原則です。

しかし、上記のような現状を踏まえ、使用者は、2019年4月1日より10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して5日の年次有給休暇を取得させる義務が生じました。

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、
取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

(例) 入社日:2019/4/1 休暇付与日:2019/10/1(10日付与)



パート・アルバイトの年次有給休暇も同様の対応が必要か

比例付与により年次有給休暇を付与されるパート・アルバイトのも年次有給休暇が10日以上付与される方がいて、5日について年次有給休暇を与えなければなりません。



次ページへ →

〈年次有給休暇の付与日数〉

(1) 通常の労働者の付与日数

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

(2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

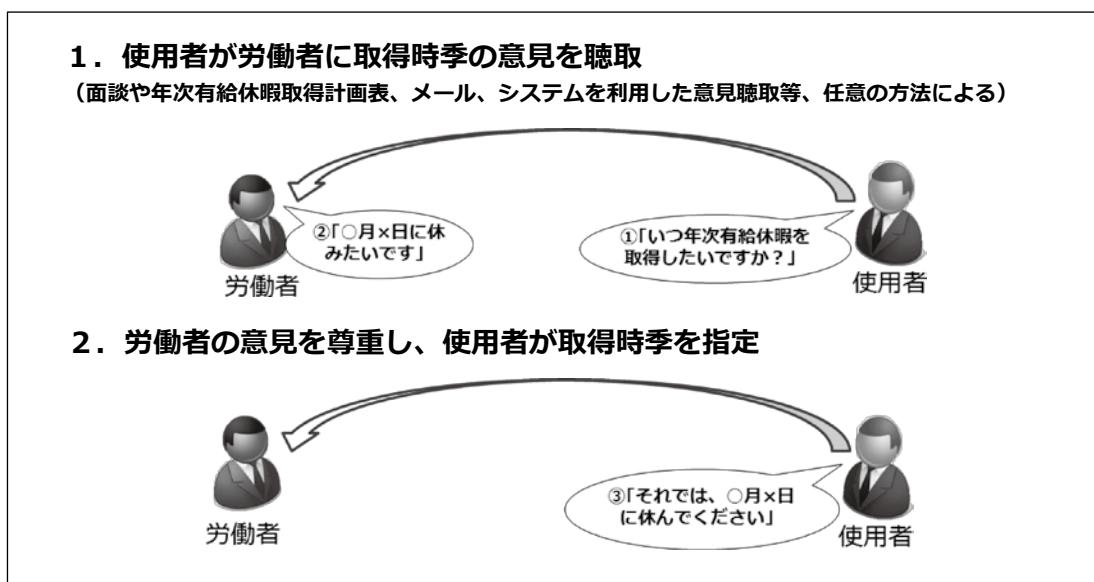
付与日数	週所定労働日数	1年間の所定労働日数*	継続勤務年数						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

*週以外の期間によって労働日数が定められている場合

青枠で囲まれた部分について付与されたパート労働者は有給5日取得義務の対象となります。

〈5日取得義務の対応〉

使用者の時季指定による取得フロー(厚生労働省パンフレット抜粋)



年次有給休暇の5日取得させるための対策

〈まずは現状を把握する事〉

有給の取得状況を確認し、なぜ取得できていないかをふまえて後述する対策を講じましょう。

①有給を毎年5日以上取得できているか否かを確認する。

- (1)クリアできている ⇒ 後述の条文を盛り込み、不測の事態に備える
- (2)クリアできていない ⇒ 理由はなにかを把握する

②把握した理由はなにか

(例)周りが取得していないので、取りづらい

⇒後述する有給指定や計画的付与が有用です。

取得を促しても取得しない事が考えられるケースですので、法人側から指定する方法を採用しましょう。

〈何ができるか〉

①使用者の時季指定を可能にする

次のような条文を追記する事で可能となります。

*なお、条文がない状態で使用者から時期指定を行ってしまうと罰則対象となります。

「年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、法人が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。」

ただし、前述の指定・取得より前に本人の申し出により年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。」

②年次有給休暇の計画的付与の導入

労使間で協定を締結する事で、有給取得日を指定する事が可能となります。

10日付与されている方であれば5日の範囲で指定でき、取得義務をクリアできます。

注意事項

- ・年次有給休暇管理簿の作成・保存(3年間)が必要です。
- ・違反した場合に罰則があります。(使用者に30万円以下の罰金または6ヶ月以下の懲役)



経常運転資金の適正な調達方法

様々な企業の決算書を見ていると、資金の調達方法と資金運用のバランスがあまり良くないバランスシートを良く見します。特に多いのが経常運転資金の調達方法が適切でないケースです。これは

「毎年黒字計上しているのなぜか現金が残らない」

「返済の為の借入を行っている」

といった状況に陥っている企業に多く見られるケースです。知らず知らずのうちにこのような状況に陥っていましたか。もしもあれば、経常運転資金の調達方法を適正に見直すことで資金繰りを改善する事が出来ます。

I. ありがちな経常運転資金の調達状況

経常運転資金とは、言葉の通り「常に発生している立替資金」であり、一般にバランスシート上の売上債権、棚卸資産から仕入れ債務を差し引いて算出するものです。この経常運転資金は事業を行っている以上常に必要であり、理論上売上が大きく減少したりしない限り無くなる事はありません。つまり、この経常運転資金を借入にて調達するのであれば、本来「借りっぱなし」とるべきものです。しかし、現実にはこの経常運転資金部分を、日々返済を要する証券貸付（長期借入金）で調達しているケースが多数散見されます。

II. 「金融検査マニュアル」と「保証付き融資」による

長期借入金への偏重

なぜ、このような状況となってしまっているのでしょうか。原因はどちらかというと融資をしている金融機関サイドにあります。

かつてバブル経済の崩壊で金融機関は巨額の不良債権を出し、一部の金融機関が破綻するほど深刻な状況でした。そして、金融機関の破綻を未然に防ぐべく、金融庁は金融機関の健全性を維持する為の「金融検査マニュアル」という検査指針を策定しました。この指針には「固定化している債権で正常運転資金を超える部分は不良債権となる」旨の記載があります。これを受け、金融機関は正常運転資金の範囲に関わ

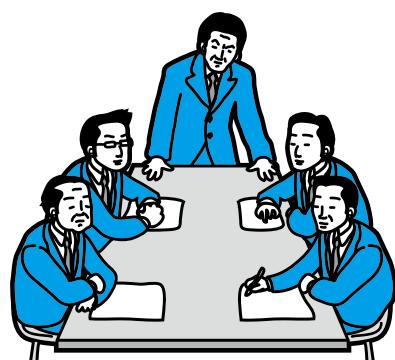
らず、債権の固定化、いわゆる「ベタ貸し」自体を過剰に嫌うようになりました。

さらにリーマンショック後、国は打撃を受けた企業支援のために、信用保証協会にて緊急融資制度を設けました。保証協会の保証付きであれば原則銀行にとって貸し倒れリスクはゼロです。ここぞとばかりに金融機関はこの保証協会融資制度を利用した融資を強力に推進し7年や10年の長期の証券貸付をどんどん行いました。

こうした「金融検査マニュアル」「保証付き融資制度」の存在により、結果として多くの企業で、本来証券貸付で借りるべきではない経常運転資金までを長期運転資金で調達するといった事になってしまったのです。

III. 長期借入金偏重の弊害「返済の為の借入」体质

長期借入金での調達の返済原資はキャッシュフロー（利益や減価償却に相当する部分）です。本来は、長期間をかけて収益を生み出す固定資産に相当する部分の調達方法であり、キャッシュフローにより日々返済をしていくものです。ですが、固定資産部分のみならず経常運転資金部分まで長期借入金で調達してしまうと、日々の返済額がキャッシュフローよりも多くなってしまいます。そして、返済が進むにつれて現預金が減少し、多くの企業が「返済の為の借入」を要したり、場合によっては返済猶予（リスク）に陥る事となってしまいました。



ゆびすいグループ
コンサルティング事業部
中小企業診断士
神前 和明



IV. 経常運転資金の適正な調達方法「短期継続融資」

金融庁はこういった状況を問題視し、数年前から金融機関に対し『短期継続融資』の推進を求めるようになっています。これは経常運転資金部分を毎月返済する必要のない当座貸越(または手形貸付)にて対応し、事業が正常に継続されている限り原則融資は継続するものとなります。つまり、銀行が

嫌ってきた「ベタ貸し」を推進する流れとなっているのです。さらに昨年末に金融検査マニュアルが廃止され、この流れは強まりました。短期継続融資の導入により、下記の様に調達方法を是正する事が出来れば資金繰りはかなり改善される事となります。

<長期借入金に偏重したバランスシート>

売上債権	仕入債務
在庫	
固定資産	長期借入金 (約定返済有り)
	純資産



<経常運転資金の適正な調達>

売上債権	仕入債務
在庫	短期継続融資 (約定返済無し)
固定資産	長期借入金 (約定返済有り)
	純資産

従来当座貸越の対象先は上位優良企業に限られていましたが、通常の中小企業に対しても当座貸越を使った『短期継続融資』を行うように求めています。そして、銀行がそのリスクをカバーするのは不動産担保や預金担保前提ではなく、その企業の事業内容や事業の将来性、いわゆる『事業性評価』です。このような流れによって、以前では中小企業にとってはハードルの高かった当座貸越契約を獲得できるチャンスとなっています。

V. ご自身の企業のバランスシートのご確認を

まずは自社のバランスシートより、経常運転資金がいくら必要なのかをご確認ください。そして、経常運転資金部分に相対する負債がどのようにになっているのかをご確認ください。約定返済を伴わない当座貸越、手形貸付(もしくはその他流動資産)で調達できていれば問題無し。しかし、返済を伴う長期借入金での調達となってしまっていたら要注意です。返済負

担が大きく、資金繰りの為に都度借入が必要となっていましたか?そして、借入口数が増えるごとに返済額も大きくなり、資金繰りの忙しい状況から抜け出せなくなっていますか?もしそうであれば短期継続融資を活用した調達バランスの是正を検討してみる事をお勧めします。

VI. ゆびすいコンサルティングがサポートします

チャンスとはいえ、まだまだ短期継続融資、特に当座貸越に慎重な金融機関も多いようです。しかし、最近で私共がご支援させて頂いた顧問先さまでも数社、当座貸越への切り替えを実行できた実績がございます。資金繰り表や事業計画等の資料作成、しっかりとした交渉により企業の事業内容、将来性など理解を得る事が出来れば、短期継続融資を獲得する事は十分可能です。慣れない銀行交渉や資料作り等、ご不安な企業様は私共コンサルティングチームがしっかりとサポートさせて頂きます。お気軽にご相談下さい。

ゆびすいグレープのコロナ

勤務体制

申請方式によるテレワークを導入し、緊急事態宣言の期間や感染者数の多い地域の事業部では、在宅勤務を推奨しました。

弊社では、従来から外勤職員には1人1台PCを貸与していましたが、お客様の会計データや給与データ等、機密性の高いデータを扱うという業務特性上、情報漏洩リスクの観点から自宅でのインターネット接続は禁止としており、会社貸与の携帯電話でのデータ転送方式でVPN回線を利用したインターネット接続を行っていました。

それにより、外勤者はスムーズにテレワークに移行することが出来たのですが、内勤職員は自宅からインターネットに接続する方法が無かった為、急いでWIFIルーターを調達し内勤職員が自宅でも勤務できる体制の構築を行いました。

会社へ頂戴する電話の応対や、郵便物の取り扱いなどを担当する出勤者はシフト制にするなどの取り組みを行い、事務所への出勤

者をなるべく減らす事が出来るよう努めました。

今回は緊急事態であった為、上記の様な対応を先に行い、その後から「テレワークに関する規定や、在宅勤務報告書」など必要な書類やルールの構築を行いました。



本社受付の様子

Point //

- まずはお客様の情報と職員の安全を守る事を最優先としました。
- 情報漏洩やセキュリティリスクに関しても、再度ご確認ください。
- テレワークに関する規定類の整備も、再度ご確認ください。

多くのお客様の確定申告や決算期と重なっていた為、比較的早い段階から検温・マスク等のご協力を頂きながら、来客対応も再開致しました。アルコール消毒薬の設置やアクリル板での飛沫防止、換気の徹底・応接室利用後の清掃・消毒の徹底・エレベータボタンの消毒などに気を付け、業務を進めていきました。

事務所

また、執務スペースにおいても上記の様な一般的な対策はもちろんの事、テレワークにより出勤者が減っていたこともあり、密を避けるためにフリーアドレス制度（固定の机を利用するのではなく、各自が好きな場所で仕事をする）を導入致しました。

また、万が一社内で感染者が出てしまった時の事を考えて、除菌作業が可能な防護服の備蓄を行ったり、清掃エリアが拡大しすぎないように、食堂等の共有スペースの使用禁止、また清掃の際に重要な書類が濡れてしまう事の無いよう、クリーンデスク（帰宅時に机の上に私物の放置禁止）の徹底などに取り組んだ部門もありました。

福岡事務所
アクリル板
設置



Point //

- クリーンデスクは、コロナが無くとも良い取り組みだと思われます。
- 万が一の際の清掃・消毒手順や担当者をどうするか等の検討やマニュアル化も有効です。

対策

会議・コミュニケーション

コロナ流行以降、社内外を問わず会議やコミュニケーションの方法も大きく変化しました。

従来、私共はお客様の元にご訪問させて頂いておりましたが今回は「できれば来てほしくない、ただし決算はやってもらいたい。また、顔を見て相談したい。」というご要望を多くのお客様からいただきました。そのようなご要望にお応えすべく、オンラインでのミーティングシステムを導入し、お客様との打ち合わせを実施させていただくという取り組みを行いました。お客様からも好評で今後も増やしていくと考えています。

社内の会議は4～6月は緊急案件が無ければ定例の会議は中止とし、従来は各地事務所から本社に集まって行っていた様々な会議も、オンラインミーティングでの開催となりました。

このゆびすいニュースは、社内で広報委員会を結成して制作しているのですが、私たちの打ち合わせも、今年度はオンラインが中心となっています。

また、時期的に新卒採用の大変な時期とも重なった為、採用面接

社長澤田より

最後に

コロナの影響で、お客様におかれましても大変な一年になっていらっしゃるかと存じします。私共ゆびすいグループもこのような状況の中、お客様に満足・安心していただけるサービスを提供し続けるにはどうしたら良いかを考え続けております。

一例を申し上げますと、どうしてもお客様と顔を合わせにくくなっていますので、有志が集まって情報発信の為にYoutubeのチャンネルを開設したり、ウェブでのセミナーを企画したりと、若手を中心にコロナ禍でもできる新しい取り組みも始まっております。

今後もご不便をかけする事が出てしまうかとは思いますが、このようなタイミングだからこそ、お客様からのご要望をしっかり受け止め、サービス品質の向上、お客様の繁栄のお手伝いに努めて参りますので、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

今年度は新型コロナウイルスの影響で、お客様におかれましても大変なご苦労をされていらっしゃると存じます。今回は私共ゆびすいグループのコロナ対策の一部をご紹介させていただきます。もちろん私どものコロナ対策が決して正解か満点かと言われるとそうではございませんが、参考になる内容などがもしありましたら、是非お客様でも取り入れて下さい。

についてもオンラインミーティングで行ったり、夏期に実施予定であったインターンも、来社型ではなくオンラインに切り替えて実施するなど、採用活動でも新たな試みを多数行いました。



広報委員会 Zoomでミーティング

Point //

- ウェブミーティングは非常に便利です。是非試してみて下さい。
- 従来の方法では難しくなってしまった事が多く、デジタルシフトはどんどん進んでいくと考えられます。



なんですか？ 配偶者居住権つて



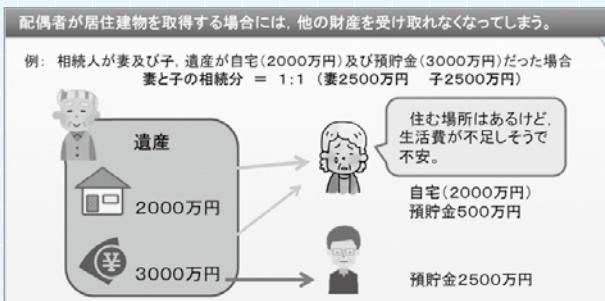
相続専門部 税理士
高田 祐一郎

令和2年4月1日以後の相続から、遺産分割や遺言で、配偶者居住権を設定することができます。配偶者居住権とは、亡くなった夫(妻)との自宅について、妻(夫)が終身の間、無償で居住できる権利です。

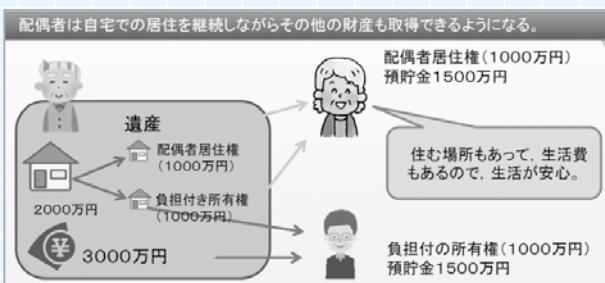
想定される活用例として、夫に相続が発生し、相続人が妻と子(法定相続分各1/2)、相続財産は自宅2,000万円、預金3,000万円の計5,000万円とします。法定相続分(各2,500万円)どおり相続するとした場合、妻が自宅2,000万円を取得すると、預金は残り500万円しか取得できません(図1)。

これでは、老後の生活が心配です。ここで、配偶者居住権を設定します。自宅2,000万円を、「所有する権利(所有権)1,000万円」と「居住する権利(配偶者居住権)1,000万円」に分離させます。妻は配偶者居住権1,000万円を相続しても、預金は残り1,500万円まで相続できます(図2)。

(図1)



(図2)



しかし、仲の良い家族であれば、妻が自宅2,000万円を取得したとしても、預金も法定相続分を超えて相続させてあげれば良いわけです。このように配偶者居住権の利用法を模索する中で、「節税」に使えると話題になっています。例えば、父に相続が発生し、相続人が母と子、相続財産は自宅が1億円、預金が6,000万円の場合について考えてみましょう。

【ケース1】 子が自宅1億円を取得し、母は預金6,000万円を取得します。母は自宅に住み続けます。この場合の相続税は1,338万円となります。

【ケース2】 自宅を、所有権5,000万円と配偶者居住権5,000万円に分けます。子は自宅の所有権5,000万円を取得し、母は配偶者居住権5,000万円と預金6,000万円を取得します。母は自宅に住み続けます。この場合の相続税は669万円となります。

同じような状況にも関わらず、配偶者居住権を設定した場合の相続税負担は、半額で済みます。これは配偶者に取得させることで、配偶者の税額軽減により、1億6,000万円または法定相続分では、相続税が無税になるからです。さらに、母から子への2次相続に際しても、配偶者居住権は母の死亡とともに消滅するため、2次相続の相続財産にもなりません。

注意点として、子が自宅を売却するときは、母に配偶者居住権を解除してもらう必要があります。この場合、子が母に対価を支払えば、母に譲渡所得課税、無償なら、所有権のある子に贈与税課税となります。できたばかりで運用面での課題はあるものの、話題の制度ですので、この機会に是非覚えておいてください。

窓口未収金の発生防止策



大阪事業部 医療チーム
山下 裕太

1. はじめに

窓口未収金発生の要因は、所持金不足や意図的な不払い、保険資格喪失後の受診や会計時の誤計算など、様々な理由があります。一方で発生した窓口未収金を回収するには、医療機関にとって多大な労力を要するだけでなく、回収自体が困難なケースも少なくありません。

つまり、未収金対策は回収率の向上よりも発生防止策の方が重要です。今回は、具体的にどのような方法が効果的であるか、ポイントを3つご説明したいと思います。

2. 防止策のポイント

(1) 保険証の確認

医療保険の受給資格の有無を確認するために、患者に保険証の提示を求めることが最も基本的であり、かつ重要な予防策です。

初診時や定期通院患者の保険証の確認は、いずれの医療機関においても取り組まれている対応だと思われます。しかし、患者が保険証の持参を忘れるなど結果的に確認を怠ってしまうケースも珍しくありません。

こうした状況を含め、一定期間保険証の確認ができない場合は、医療費の全額をいったん支払っていただくことも検討する必要があります。

【具体例(保険証の取り扱いに関する院内ルール)】

① 毎月初診時に保険証の提示を求め、コピー※をとって保管 ※個人情報に該当するため、患者から適切な同意を得おくことが必要
② 連続して3ヶ月以上保険証の確認できない患者には、いったん医療費全額の支払いを求める
③ ②の際、請求総額に満たなくても最低5千円～1万円は預かる
④ 保険証を確認後、保険給付分を払い戻す

(2) 医療費の事前公表・説明

患者は、医療サービスの提供を受けた後で医療費の総額を知らされることが多いため、診療内容に納得がいかず支払いを拒否するケースがあります。また、不用意に概算を伝えることも支払い時のトラブルを招く可能性があるため、慎重になる必要があります。

そこで、患者負担金が特に高額となる検査項目別や手術別に一覧表を作成し、事前に患者へ説明することが有効です。また、高額療養費制度を利用するなど、多額の医療費であっても支払い方法を医療機関と患者双方で模索し、未収金発生の予防に努めることが重要です。

(3) クレジットカード、電子マネー等による支払い方式の導入

患者側のメリット

- ・現金の持ち合わせがなくても受診できる
- ・ポイントが貯まる

医療機関側のメリット

- ・窓口未収金の発生を抑える
- ・会計待ち時間の短縮、業務効率化
- ・他の医療機関との差別化

一方で、医療機関のデメリットとしては利用に際して手数料が掛かることです。手数料を3%とし保険の窓口負担を3割とした場合、実際は売上全体の0.9%の負担になります。

3. 最後に

窓口未収金の発生要因には、未然に防ぐことができるものだけではありません。しかし、少額の未収金であっても、累積すると経営に影響するリスクの要素になります。地域性や規模に応じて対応方法も異なると思いますが、お困りの際はお気軽にお相談ください。

ここだけ！債権法改正の 重要ポイント

民法制定以来の大改正といわれる債権法改正が2020年4月1日に施行されました。特に、契約関係については、昨今の社会情勢も踏まえ、非常に重要な部分が変更されました。

今回は、の中でも、特に重要な2つの改正を抜粋して、記載していきたいと思います。

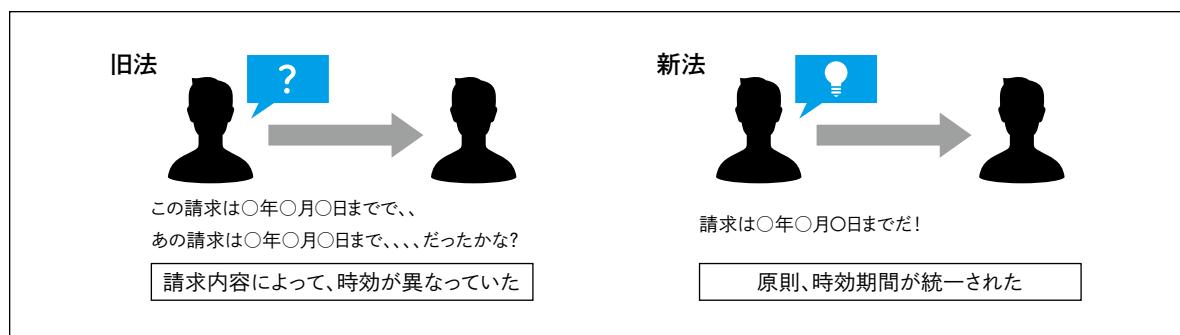
①消滅時効について

■時効期間の見直しについて

改正前の債権法（以下、「旧法」といいます）では、消滅時効について、職業別の短期消滅時効、商人が営業のためにする行為（「商行為」といいます。）が、それぞれ細かく定められていました。改正後の債権法（以下、「新法」といいます）では、その細かい消滅時効を原則廃止し、時効期間を統一しました。

- 「権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき」
- 「権利を行使することができる時から10年間行使しないとき」

上記どちらかの期限の早い方の経過をもって時効が完成する。



今まででは、時効期間については、どのような請求かによって、時効期間が変わっていたので、新法では、非常にシンプルになったといえます。

ただし、上記の統一の期間ルールの例外もあります。

□不法行為に基づく損害賠償請求

（人命に関わらないものに限ります）

（例：建物の建築後、基礎工事に欠陥があった場合等）

・損害及び加害者を知ってから3年、不法行為から20年

□人命にかかわるような損害賠償請求

（例：建築された建物が欠陥住宅で、地震で倒壊し、命を落とされた場合等）

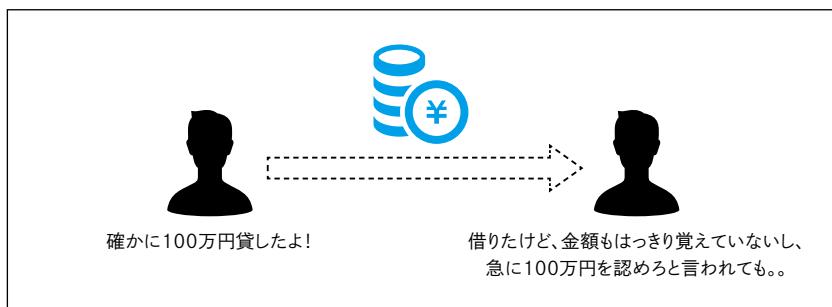
・損害及び加害者を知ってから5年、不法行為から20年

ゆびすいグループ
登記事業部 司法書士
神田 雄樹

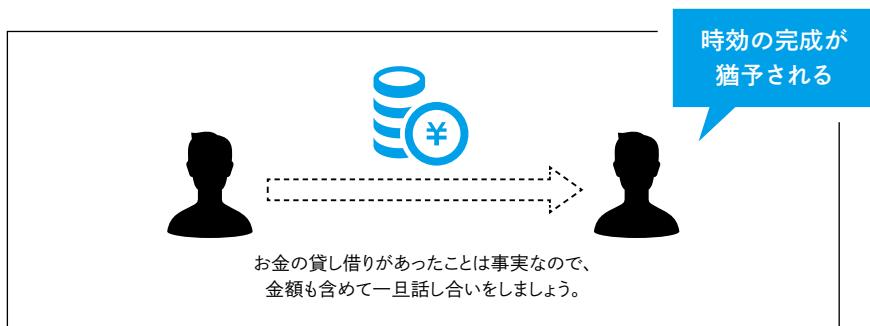


■時効の中止方法の新設

例:AさんがBさんにお金を貸していましたが、二人の間で、お金の貸し借りがトラブルになってしまった場合



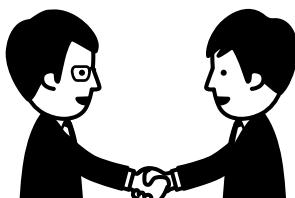
旧法では、Bさんに自発的に金銭の貸し借りを認めてもらうかAさんからBさんへ公的手続(内容証明を送る・訴えを提起する等)をとらないと時効が完成してしまう恐れがありました。そこで、新法では、AさんとBさんがこの件について、二人で話し合いをしましょうと書面またはメールで合意をすれば、時効は中断するとされました。



■いつから適用される?

原則として、

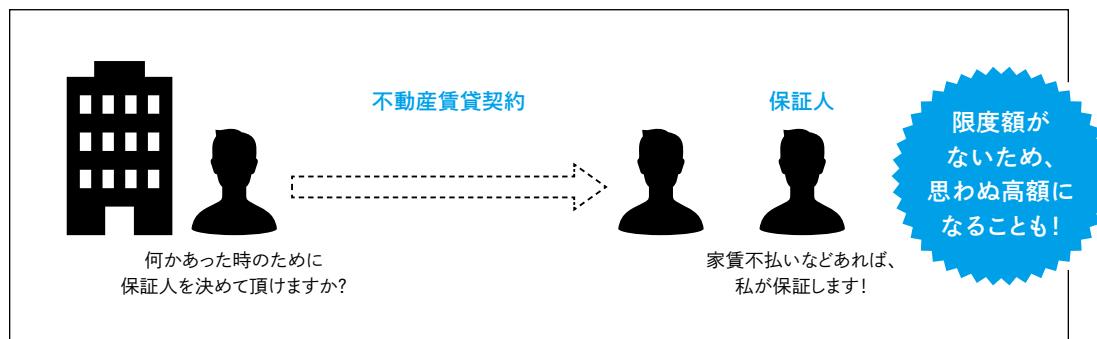
施行日(2020年3月31日)より前に債権が生じた場合は、旧法が適用され、
施行日(2020年4月1日)より後に債権が生じた場合は、新法が適用されます。



次ページへ →

②根保証契約の見直しについて

例:Aさんが所有するマンションの一室をBさんが賃貸する場合に、Bさんの父 Cさんが保証人につかれるとします。家賃未払い、賃貸物件の故意による損傷などの場合に備えて保証人が必須になることが一般的です。この契約を「根保証契約」と呼びます。



■個人根保証契約の極度額設定が必須に！

この「根保証契約」に必ず極度額(いくらまで保証するか)を定めることになりました。

旧法では、金銭の貸渡しのみに極度額の設定が必須でしたが、新法では、どのような根保証契約でも、いくらまで保証するのかを決めておかなければいけなくなりました。

特に関わりが出てくるのは、「不動産賃貸借契約における保証人」、「就職時における身元保証人」、「介護施設等入居時の保証人」等が大きく関わってきます。

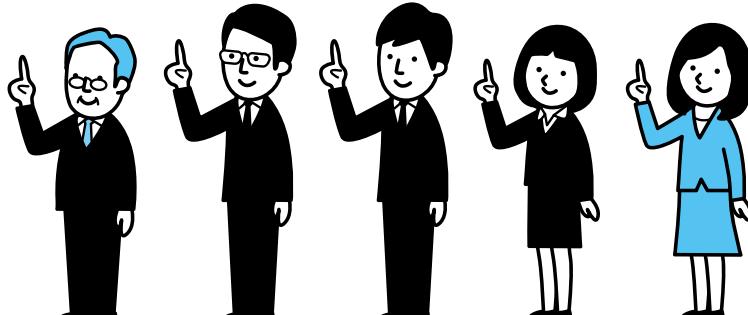
何かあった場合の保証人を要求されてらっしゃる契約の多くについては、「極度額」を定める必要があります。

この改正で怖い点は、極度額を定めないと根保証契約自体が無効になるということです。

現在のこの「根保証契約」は、多くの契約が極度額を定めていない契約が多いかと思いますので、その契約については、見直しが必須です。

今回は債権法の改正について、特に重要な改正論点2点をご説明させて頂きました。

債権法は、日常生活のルールを定めた法律です。わかりづらい点が御座いましたら、専門家集団のゆびすいにぜひお問い合わせください！



1

最先端のIT機器やツールを導入しているものの利用者のITリテラシー[※]が不十分で使いこなせない

いかに最先端のIT機器やツールを導入しても利用者が使えないれば何の意味もありません。ITリテラシーについてはIT機器やツールを選定する際の指標になるため、よく検討すべき事項です。またそのレベルによってはIT機器やツールを選定する際の選択肢が増え、その企業のニーズによりマッチしたものを選べるようになるため、ITリテラシー向上のための努力が必要です。

2

システムの管理ルールや制度とシステム環境に大きなギャップがある

次にシステムの管理ルールや制度とシステム環境の関係の重要性です。

企業としてシステムを利用してやりたいこととシステムの管理ルールや制度にギャップがあるとシステム自体の利便性を損ねます。またセキュリティにもほころびが生じることが少なくなつたため、企業のシステム管理ルールや制度は常に見直していくことが必要です。

3

何のために働き方改革をするのかはっきりした目標がない

さらに働き方改革の成果が出ない大きな理由として、何のために働き方改革をおこなうかという大前提が定義されていないことがあげられます。

一言で働き方改革と言っても売上げのアップや離職防止、ワークライフバランスの達成や今で言うとウイルス感染拡大防止など様々な目的がありますが、そこがはっきりしないままIT機器やツールを導入しても大きな効果は表れません。

新型コロナウイルス流行以降、テレワークが主流になるなど労働環境は著しく変化しています。以上のことを踏まえて、ITを活用したアフターコロナの働き方の検討が必要です。

働き方改革の
方針



改革の
方針



新型コロナウイルスの流行以降、様々な方法で環境が変わつても生産性を上げて業務を効率化させる方法を模索していると思います。その生産性向上や業務効率化の方法の1つとしてIT機器やツールを導入して成果を出そうとされているところは多いのではないかでしょうか。ただし、いざIT機器やツールを導入したものの目に見える成果が出ないと悩まれている方も多いということはよくお聞きします。その理由として大きいのが左記の3つです。



ゆびすいグループ 情報管理室

小宮 顕治

※ITリテラシーとは、通信・セキュリティなどITに関連する要素を理解・操作する能力

ゆびすいグループ YouTubeチャンネル 始めました!



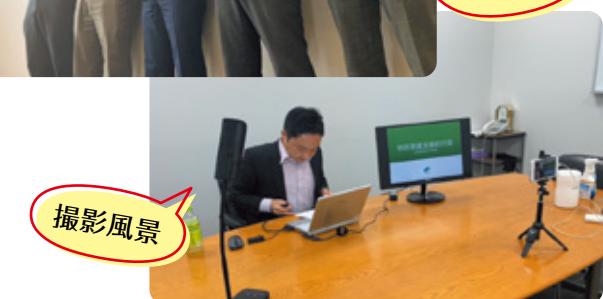
この度、ゆびすいグループでYouTubeチャンネルを始めました。

新型コロナウィルスが猛威を振るう中、弊社の職員も外出自粛を余儀なくされ、お客様の訪問頻度が少なくなった中で、最新の情報や役立つ情報をオンラインでも提供したいという想いから始まりました。

チャンネルでは主に会計・労務に関する情報を発信しております。

また各種、補助金や助成金、保育、介護、医療などの各専門分野に特化した情報も発信してまいります。

2020年の4月30日から開始し、すでに15本の動画を公開しており、総再生回数はおかげさまで3,400回を越えました。(2020.9月時点)



今後も動画の特性を活かして、WEBサイト(テキスト)では伝えられない細かいニュアンスや温度感、また、カジュアルなものからシリアスなものまで、様々なコンテンツを企画してアップして参りますのでご期待ください!



最後にチャンネル登録よろしくお願い致します! >>>

